

諮問番号：平成29年（処分）諮問第7号

答申番号：平成29年答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による住民基本台帳の世帯変更届不受理に関する処分についての平成29年9月15日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

第2 事実の経過

- 1 平成28年11月1日、審査請求人の夫の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、同年10月27日を異動の日とする住民異動届（世帯分離）を処分庁に対して提出し、同年11月1日、処分庁はこれを受理した。
- 2 平成29年4月13日、審査請求人は、平成28年10月27日を異動の日とする住民異動届（世帯主変更）を処分庁に対して提出し、平成29年4月13日、処分庁はこれを受理した。
- 3 平成29年9月1日、審査請求人は、同日を異動の日とする住民異動届（世帯合併）を処分庁に対して提出した。
- 4 処分庁は、法定代理人に対し、審査請求人の夫の現況を確認した。
- 5 法定代理人は、処分庁に対し、住民基本台帳申し出書を郵送し、処分庁は平成29年9月11日に受領した。
- 6 平成29年9月13日、処分庁は、審査請求人に対し、住民基本台帳の世帯変更届不受理に関する決定（以下「本件処分」という。）をした。
- 7 平成29年9月15日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分について審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね後見人が一方的に一存で世帯分離したため、世帯分離から世帯合併に戻すよう求めるものである旨主張し、本件処分の取消しを求めている。

2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) 住民基本台帳は、住民の居住関係を公証することによって、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するものであることから、市長は、住民の居住に関する事実を正確に把握し、その記録を整備しておくことが必要であり、世帯変更の届出がなされたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、これが事実であると確認したときは、住民票の記載等を行い、住民基本台帳に記録しなければならない。
- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年9月1日に、同日を異動の日として、旧世帯主を審査請求人、新世帯主を審査請求人の夫とする内容の住民異動届（世帯合併）を提出しており、処分庁は、その内容が事実であるかどうかを審査するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第2項の規定により、法定代理人に審査請求人の夫の現況を確認したところ、審査請求人の夫が審査請求人の世帯の新世帯主となったことをうかがわせる事情は認められない。
したがって、審査請求人が住民異動届（世帯合併）において記載する内容の世帯状況の変更が、平成29年9月1日にあったとは認められない。
- (3) よって、処分庁が本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 審査請求人は、審査請求人の夫を新世帯主とする住民異動届（世帯合併）の受理を求めて、本件審査請求をしたことが認められる。

そこで、これを不受理とした本件処分の違法性又は不当性について検討する。

- (2) 住民基本台帳は、住民の居住関係を公証することによって、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するものであることから、市長は、住民の居住に関する事実を正確に把握し、その記録を整備しておくことが必要であり、そのために、住民基本台帳法は、同法第21条以下において住民としての地位の変更に関する届出に係る規定を設け、同法第25条において、その属する世帯又はその世帯主に変更があった者に対し、世帯変更の届出義務を課している。

そして、市長は、世帯変更の届出がなされたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、これが事実であると確認したときは、住民票の記載等を行い、住民基本台帳に記録しなければならない。

- (3) 審査請求人は、平成29年9月1日に処分庁に対し、同日を異動の日として、

旧世帯主を審査請求人、新世帯主を審査請求人の夫とする内容の住民異動届（世帯合併）を提出した。

処分庁は、その内容が事実であるかどうかを審査するため、住民基本台帳法第34条第2項の規定により、法定代理人に審査請求人の夫の現況を確認したところ、法定代理人は、住民基本台帳申し出書を提出した。

そして、同申し出書によれば、平成29年9月9日の時点において、審査請求人の夫は、平成28年10月末から入院中であり、審査請求人の夫が審査請求人の世帯の新世帯主となったことをうかがわせる事情は認められない。

したがって、審査請求人が住民異動届（世帯合併）において記載する内容の世帯状況の変更が、平成29年9月1日にあったとは認められない。

(4) よって、処分庁が本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の違法性又は不当性について

住民基本台帳は、住民の居住関係を公証することによって、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するものであることから、市長は、住民の居住に関する事実を正確に把握し、その記録を整備しておくことが必要であり、世帯変更の届出がなされたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、これが事実であると確認したときは、住民票の記載等を行い、住民基本台帳に記録しなければならない。

本件処分について、処分庁は、審査請求人が平成29年9月1日に処分庁に対し提出した、同日を異動の日として、旧世帯主を審査請求人、新世帯主を審査請求人の夫とする内容の住民異動届（世帯合併）について、その内容が事実であるかどうかを審査するため、住民基本台帳法第34条第2項の規定により、法定代理人に審査請求人の夫の現況を確認しており、法定代理人が提出した住民基本台帳申し出書によれば、平成29年9月9日の時点において、審査請求人の夫は、平成28年10月末から入院中であり、審査請求人の夫が審査請求人の世帯の新世帯主となったことをうかがわせる事情は認められない。

したがって、審査請求人が住民異動届（世帯合併）において記載する内容の世帯状況の変更が、平成29年9月1日にあったとは認められず、審理員意見書のとおり、処分庁が本件処分を行ったことについては、何ら違法又は不当な点はないと認められる。

2 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成29年12月21日	—	諮問書を受理
平成30年1月17日	第15回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成30年2月15日	第16回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成30年3月13日	第17回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成30年3月29日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前 田 雅 子